

(様式－１)

(令和７年４月改訂)

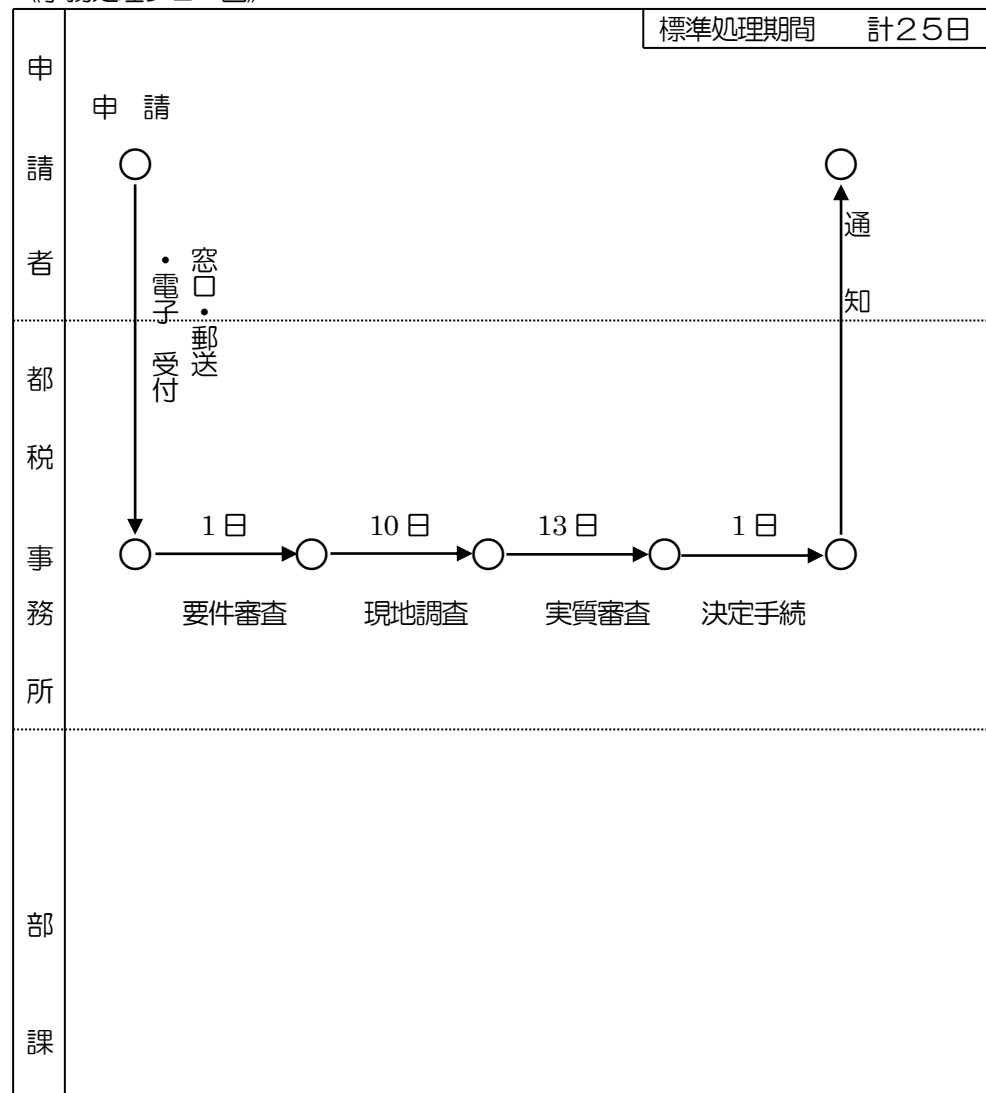
事務処理フロー図

事務名 事業所税の減免事務

作成部署 主税局課税部法人課税指導課事業所税班 電話 5388-2959

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかなどについて、形式的な審査をします。
2	現地調査	当該減免の施設について現地調査を行い、現況、床面積等について確認します。
3	実質審査	減免の理由があるかどうか、減免税額が正しく算出されているかなどについて、実質的な調査を行います。
4	決定手続	許可の諾否について、都税事務所長が決定します。
5	通知	不許可の場合には、申請者に文書で通知します。
6		
7		
8		
9		
10		